令和７年１１月２８日

お客さま　各位

ひまわり信用金庫

# 「未利用口座管理手数料」の新設並びに預金規定改定のお知らせ

当金庫では、長期間ご利用されていない口座が不正利用されることによる被害を防止するため、**新規開設及び既存の普通預金口座等**を対象に「未利用口座管理手数料」を新設させていただきます。また、これに合わせて預金規定を改定させていただきます。

なお、本手数料は、ご利用のない口座に対して管理費用をご負担いただくものであり、**日頃から入出金や口座振替等でお取引をされているお客さまの口座が対象となることはありません。**

お客さまにおかれましては、ご負担をおかけしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

１．未利用口座管理手数料の概要

| | |
|---|---|
| 対象口座<br>（未利用口座） | ・以下の（1）～（3）の全てを満たす預金口座を対象とします。<br>（1）新規及び既存の全ての普通預金口座（定期性総合口座、決済性普通預金、通帳レス口座含む）、貯蓄預金口座<br>（2）上記口座について、最後の預入または払戻から２年以上、一度も取引がない口座。なお、当該口座の利息の元本組入れ、本件手数料の引落しについても取引がないものとみなします。<br>（3）対象預金口座の残高が１０，０００円未満であること。<br>ただし、下記①②のうち、いずれか１つでも該当する場合は対象外<br>①当金庫で融資取引がある場合（カードローン契約を含む）<br>②当金庫で定期性預金、投資信託、保険、公共債、出資金等の取引がある場合 |
| 口座管理手数料 | **年額１，３２０円（消費税込）** |
| 未利用口座<br>ご案内方法 | ・お客さまの口座が未利用口座管理手数料の対象となった場合は、事前に文書にてお届けのご住所に「ご案内」を郵送させていただきます。なお、「ご案内」が延着または到着しなかった場合でも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。<br>・ご案内後、一定期間（約３ヶ月）経過後もお取引がない場合に、上記の手数料金額を対象口座から引落しいたします。なお、翌年以降も未利用の状態が継続する場合は、同様に手数料を引落しいたします。 |
| 口座の自動解約 | ・対象口座の残高が所定の手数料額に満たない場合は、口座残高全額を本手数料としていただいたうえで、口座を解約させていただきます。<br>・ご負担いただいた未利用口座管理手数料の返却および解約となった口座（キャッシュカードを含む）の再利用にはお応えいたしかねますので予めご了承ください。 |

※ご不明な点は、お取引店までお問い合わせください。

（次ページに続く）

２．取扱開始日

**令和８年１月５日（月）**

３．預金規定の改定について

未利用口座管理手数料の新設に伴い、以下の規定に条文を追加し改定させていただきます。

（１）対象となる規定

・普通預金規定（20 条）
・決済用普通預金（無利息型）規定（20 条）
・貯蓄預金規定（21 条）
・定期性総合口座取引規定（21 条）
・決済用定期性総合口座取引規定（普通預金無利息型）（21 条）

（２）対象となる規定に追加する条文内容（各規定共通）

追加する条文の内容（抜粋）

（未利用口座管理手数料）

(1) 当金庫が定める一定期間、利息決算以外の預入れまたは払戻し（第２項に定める手数料の引落を除く）がない場合には、未利用口座となります。

(2) この預金が未利用口座となり、かつ残高が別途定める一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金口座から払戻請求書等によらず、当金庫の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。また、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、残高を未利用口座管理手数料の一部としていただき、預金者に通知することなく当金庫所定の方法により、解約することができるものとします。

(3) 一旦引落しになり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、ご返却いたしません。

(4) 前２項により解約された口座の再利用はできません。

以　上

街の応援団・町のパートナー
ひまわり信用金庫

# 未利用口座管理手数料に関するＱ＆Ａ

| | |
|---|---|
| Ｑ１. | 「未利用口座管理手数料」とは何ですか？ |
| Ａ１. | 長期間（２年以上）ご利用のない預金口座について、口座を安全に維持・管理するために必要な費用の一部をお客様にご負担いただくためのものです。<br>お客様にはご負担をおかけしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。 |

| | |
|---|---|
| Ｑ２. | なぜ未利用の口座に手数料がかかるのですか？ |
| Ａ２. | お取引がない口座でも、お客様情報の保護（サイバーセキュリティ対策）や不正利用防止（マネー・ローンダリング対策）のための監視、法令に基づく定期的な確認など、様々な管理を行っており、こうした管理費用の一部をお客様にご負担いただくものです。 |

| | |
|---|---|
| Ｑ３. | 口座管理手数料はいくらですか？ |
| Ａ３. | 年間 1,320 円（消費税税込）となります。<br>なお、初回の手数料ご負担後もお取引がない場合は、毎年所定の月（初回手数料発生月）に対象口座から年間手数料を、預金口座から自動で引き落とさせていただきます。 |

| | |
|---|---|
| Ｑ４. | 口座管理手数料の支払いを回避するためには、どうすればよいですか？ |
| Ａ４. | 次のいずれかのお取引を行っていただくと、未利用口座の対象外となります。<br>・ＡＴＭや窓口での入出金<br>・インターネットバンキングでの振込<br>・公共料金、クレジットカードなどの口座振替のご利用<br>・定期的な入金設定（給与振込を含む）など |

| | |
|---|---|
| Ｑ５. | 口座管理手数料が発生する前に案内は届きますか？ |
| Ａ５. | はい。原則として、手数料支払日の約３ヵ月前に、ダイレクトメール（ＤＭ）を郵送にてご案内します。ただし、お届けの住所が変更されている場合、ご案内が届かないことがあります。お心当たりがございましたら、お早めに登録住所の変更手続きをお願いいたします。 |

| | |
|---|---|
| Ｑ６. | 初回の手数料お支払以降も取引がなく、１年後も未利用口座の対象となった場合、再度ダイレクトメールなどの案内は届きますか？ |
| Ａ６. | ダイレクトメールの郵送は初回のみで、２回目以降、未利用口座の対象となった場合は郵送されませんのでご注意下さい。 |

| | |
|---|---|
| Ｑ７. | 口座の残高が口座管理手数料額に満たない場合はどうなりますか？ |
| Ａ７. | 口座の残金を手数料としていただいたうえで、翌月 15 日に対象口座を自動解約させていただきます。 |

| | |
|---|---|
| Ｑ８. | 口座を利用する予定がないので解約したいのですが？ |
| Ａ８. | 通帳・キャッシュカードと本人確認書類、印鑑（届出印）等をご持参いただければ、窓口にてお手続きいただけます。必要書類は口座の種類や状況によって異なることがございますので、事前にお問い合わせいただくとスムーズです。 |

以　　上

（2025 年 12 月 10 日訂正）